

市民フォーラム

「障害者差別解消法と私たちのまち」

～共に生きるまちづくりをすすめていきましょう～

- 障害者差別解消法によって何が変わったの？
- 合理的配慮ってどういうこと？
- 障がい者と共に生きるまちづくりを一緒にしませんか？

日 時

平成29年 3月12日(日) 13時30分～16時30分

13時30分～ 講 演 「障害者差別解消法と共生社会の実現」

尾上 浩二さん（内閣府障害者施策アドバイザー/DPI日本会議副議長）

15時10分～ 報 告 小松市ふれあい福祉課

15時30分～ シンポジウム

会 場

第一地区コミュニティセンター

石川県小松市白江町ツ108番地1



講師プロフィール

1960年大阪に生まれる。小学校を養護学校、施設で過ごした後、普通中学・高校へ進む。1978年大阪市立大学に入学後、障がい者問題のサークル活動をきっかけに、自立生活運動に取り組み始める。DPI（障害者インターナショナル）日本会議事務局長、障害者政策委員等を歴任。2014年内閣府障害者制度改革担当室政策企画調査官に着任し、2016年現職に至る。

参加を希望される方は、裏面の申込書をご記入のうえ、FAXしてください。

【申込締切：平成29年2月24日（金）】

参加費は無料です。

どなたでも参加いただけます。お気軽にお申し込みください。（手話通訳・要約筆記あり）

【お問い合わせ先】

小松市障害者自立支援協議会事務局

〒923-0942 小松市桜木町96-2

TEL 0761-48-5780 FAX 0761-21-8559

メール komatsu-jc2@beach.ocn.ne.jp

主催：小松市

主管：小松市障害者自立支援協議会

後援：小松市虐待防止協議会

～共に生きるまちづくりをすすめていきましょう～

昨年7月、神奈川県相模原市の障がい者支援施設で起きた殺傷事件は、私たちに大きな衝撃を与えました。容疑者は、重度の障がいのある人たちを「生きる意味のない人たち」と言って、強引にその人生を終わらせてしまいました。その背景となっている障がい者感は、この容疑者に限った特別なものではないようです。この社会の中に、似たような意識に基づく言動があることは否定できません。おりしも、同年4月から「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対して「差別的な取扱い」をすることと、「合理的配慮」を提供しないことが、「差別」とされるようになりました。しかしながら、何が「差別的取扱い」で、どうすることが「合理的配慮」なのか、よく分からないという声も聞きます。小松市では、法施行前に障害者差別解消法についての講演会を開催したところですが、第2弾として、講演会とシンポジウムを企画しました。講演会では、法施行後の全国的な動向など、障害者差別解消法についての学びをさらに深めたいと思います。シンポジウムでは、地元のシンポジストに、体験談などを語っていただき、みんなで考える機会としたいと思います。「共に生きるまちづくり」に向けて、たくさんの方々の参加をお待ちしています。

参加申込書

【送信先】

小松市障害者自立支援協議会事務局 行き

FAX (0761-21-8559)

氏名	所属	連絡先

申込締切：平成29年2月24日